

# 日動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番  
(公) 043 (222) 7200 番

97.8.22 No. 4647

# 許すな!警察! 830組対法 国家への道! 反対集会へ

## 組対法とは!

組対法(組織的犯罪対策法)とは、法務省が、「組織的な犯罪」対策強化のために、今秋通常国会に「組織的犯罪対策法」として上程しようとしているものです。

法務省は、その目的について「暴力団」「オウム真理教のような集団」「会社形態をとった悪徳商法」などの特定の組織のみを対象とされていますが、その真の狙いは、適法に存在す

る政治団体・労働組合・住民運動・解放運動・宗教団体等あらゆる組織に運動体にあることは明らかです。

オウムに対する破防法(破壊活動防止法)の団体適用が厳しい世論の反発と広範な人々の反撃によって阻止されました。組対法はその破防法を補完する新たな治安立法として準備されているのです。

## 主な内容

(結社の自由の侵害、盗聴の合法化)

- ① 「組織的犯罪」という犯罪類型を作り、その類型に該当すると刑法の罪刑をさらに重くしたものに於ては、重罰化する。いわば「結社罪」の創設であり、明らかに憲法二一条の「結社の自由」を侵害する。
- ② マネー・ロンダリング(資金洗浄)の処罰・没収。「犯罪収益等」と目された金銭債券を含む財産が没収・追徴の対象になり、さらに捜査段階でも警察官が保全処分を請求できる。
- ③ 電話など通信の、全面的盗聴の合法化。これは盗聴社会の到来です。
- ④ 「証人の安全配慮」を名目とした、被告人と弁護人の防衛権の規制。これに反した弁護士は資格剥奪(懲戒請求)の対象とされ、デッチあげ攻撃がまん延する。

この表のように、警察が労働組合の団体交渉やストライキを強要・恐喝・威力業務妨害などの犯罪であると判断した場合、この法律の下では、①組織(組合)結成行為自体が処罰対象と

## ガイドラインに有事法制 と一体の攻撃!

もっとも重要な点は、組対法が、「日米防衛協力の指針」(ガイドライン)の改定によって日本が実際に戦争のできる国へ脱皮しようとしている今、新ガイドライン下の有事立法そのものであるということ。戦争に向けた、国家(国民)総動員体制づくりのために、反戦

闘争、労働運動など労働者が闘う組織を作ることや、団結して闘うことを罪とし、破壊せんとするところでもない悪法が組対法なのです。かつての特高警察、治安維持法の再来を許してはなりません。ガイドライン粉砕闘争と結合し組対法制定阻止へ闘う大きなねりをつくりだそう!

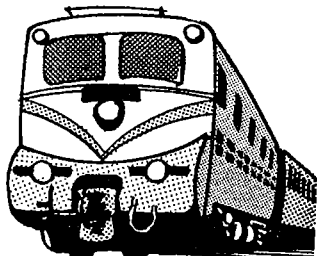
### つなげ! 盗聴法(組織的犯罪対策法) 許すな! 警察管理社会 8・30集案内

集合  
ちば11.16快

とき 8月30日(土) 午後1時~5時

ところ 星陵会館(千代田区永田町2-16-2)

地下鉄千代田線・丸ノ内線国会議事堂前駅 赤坂方面出口5番  
地下鉄有楽町線・半蔵門線永田町駅 出口6番



第一部 全国弁護士ネット 劇 [盗聴法が施行された日 II]

第二部 講演 足立昌勝 (関東学院大学教授)

第三部 アピール ◎組織的犯罪対策法になぜ反対するのか◎

※打楽器四重奏 四物遊 東アジアの民衆の鼓動で暗雲を吹き飛ばせ!

第四部 発言 団体・個人から ※集案内、デモをおこないます

新たな10万人合理化粉碎!! 労働運動の新たな潮流めざし全国へはばたこう!!